

# 11月は男女共同参画推進月間です！

～家庭や職場など、身近なところから進めましょう～

県では、職場や地域、家庭などにおける男女共同参画への関心と理解を深め、様々な活動が積極的に行われるよう、県男女共同参画推進条例に基づき、毎年11月を男女共同参画推進月間と定めています。

県条例では、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の5本の柱を基本理念として、男女共同参画社会づくりの推進に取り組むこととしております。

男女共同参画推進月間中には、内閣府と県が共催で、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」を主なテーマとして「男女共同参画フォーラム」を開催し、企業への働きかけなど、民間と行政機関などの連携のもとに様々な取り組みを実施してまいります。

さらに、市町村でもイベントが多数予定されていることから、こうしたイベントに積極的に参加していただき、家庭や職場などで、男女がともに個性と能力を発揮できる社会について考えてみてはいかがでしょうか。

## ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、一定の範囲内で、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する取り組みのことです。

例えば、企業において、管理職は男性が大半を占めているなどの男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようとする自主的・積極的な取り組みをいいます。

いきいきいばらきハーモニー

## 男女共同参画フォーラム in いばらき

「男女共同参画推進月間」である11月に、内閣府との共催で、「男女共同参画フォーラム in いばらき」を開催いたします。皆様ぜひご参加ください！

- ◆開催日時：平成23年11月25日（金）  
13：00～16：40（12：30開場）
- ◆場所：ホテルレイクビュー水戸  
（水戸市宮町1-6-1）
- ◆申込期限：平成23年11月15日（火）
- ◆託児：6か月から就学前まで（先着10名）  
※託児ご希望の場合は事前申込が必要です。

- ◆お申込み・お問い合わせ：  
県女性青少年課男女共同参画グループ  
TEL: 029-301-2178 FAX: 029-301-2189  
E-mail: josei1@pref.ibaraki.lg.jp

### ◆内容◆

#### ○講演

「どう進める、ポジティブ・アクション  
～雇用の分野を中心に～」

講師：鹿嶋 敬 氏  
（実践女子大学人間社会学部教授、  
内閣府男女共同参画会議議員）

#### ○パネルディスカッション

「男女共同参画の視点からの震災復興と  
新たな地域づくり」

#### ○内閣府からの報告

#### ○ハーモニー功労賞表彰